

せせらぎ苑居宅介護支援事業
重要事項説明書
〈令和6年6月1日現在〉

1. 事業所の法人概要

法人名称	社会福祉法人甲南会
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木 855 番地
代表者	理事長 森田 則久

2. 事業所の概要

事業所名	せせらぎ苑居宅介護支援センター
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木 855 番地
管理者	木村彰子
指定番号	2571400015
事業実施地域	甲賀市甲南町

3. 営業日等

営業日	月曜日から土曜日 (日曜日・12月31日～1月3日は休日)
営業時間	8時45分から17時30分
連絡先	0748-86-1021 (営業時間外:0748-86-1020)

※担当 / _____ にご不明な点は何でもおたずねください。

4. 事業の目的

要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービス等が適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

5. 事業の方針

- ① 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に

基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うとともに、利用者は、複数のサービス事業者を紹介するよう求めることができます。

また、(ケアプランに盛り込むサービスについて)なぜその事業所にしたのか、理由をご質問いただけます。

- ③ 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。また、地域包括支援センター等から支援困難ケースが紹介された場合にも当該ケースを受託する体制を整備します。
- ⑤ 事業所は、利用者に関する情報または、サービス提供に当たっての留意事項にかかる伝達等を目的とした事業所内会議を定期的開催します。
- ⑥ 事業所は、事業所内介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施します。
- ⑦ 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」及び「甲賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を遵守します。

6. 事業所の職員

<p>管理者 1名 (主任介護支援専門員と兼務あり)</p>	<p>センターの職員の管理、本事業の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他管理を行うとともに職員にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。</p>
<p>主任介護支援専門員 1名</p>	<p>主任介護支援専門員は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う。</p>
<p>介護支援専門員 4名 (事業所の状況に応じて配置)</p>	<p>要介護者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。(利用者1名につき1名の介護支援専門員が担当者としてケアプランを作成します。また、担当者の変更を行った場合は、その氏名を文書により通知します。</p>
<p>補助職員 (事業所の状況に応じて配置)</p>	<p>管理者及び介護支援専門員の業務を補助します。</p>

7. 提供するサービス内容

(1)居宅サービス計画の作成

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し利用者に書面により同意を受けます。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な業務を行います。
- ⑥ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(2)サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基にサービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。ただし、末期の悪性腫瘍の患者である利用者については、心身の状況等により、主治の医師または歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることに替える場合があります。

(3)情報の提供・共有

介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者にかかる情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活状況にかかる情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

また、利用者が入院の際には病院に対し、担当介護支援専門員の氏名および連絡先を伝えるよう求めることとします。

(4)サービスの実施状況及び課題の把握

1 ヶ月に 1 回以上担当の介護支援専門員がお宅をうかがう等によりサービス内容が適切かなどについて確認し、お話を伺います。

(5)給付管理

介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる

範囲やサービスの種類等について調整し、またサービスが計画どおりに提供されたかなどを確認し、給付の管理を行います。

(6)要介護・要支援認定等の援助

利用者が要介護認定、要支援認定の変更や更新を受けるについて申請を代わって行ったり、その他必要な援助を行います。

(7)サービス提供の記録

居宅サービス計画やサービス担当者会議等にかかわる記録を作成し契約終了後 2 年間保管します。利用者は、営業時間内に事業所内において当該利用者にかかわる記録を閲覧できます。その際、複写物の交付を受けることもできます。

(8)施設入所への支援

利用者が介護保険施設への入院、入所を希望した場合、利用者に介護保険施設への紹介その他の支援をします。

(9)事業所は、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力することとし、その体制を確保するものとする。

8. プライバシー(個人情報)の保護

当センターがサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当センターが知りえた情報については、利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。ただし、サービスの提供にあたり、利用者の情報を他の事業者等と共有することが必要になるため、別紙「個人情報の利用目的」について説明し、同意の確認をします

9. 利用料等

①利用料

厚生労働大臣が定める基準額

(月額 単位数 1 単位=10.42 円)

要介護1~2 : 1,086 単位(11,316 円)

要介護3~5 : 1,411 単位(14,702 円)

※特定事業所加算(Ⅲ)として上記に

月額 323 単位(3,365 円)加算されます。

※特定事業所加算：地域包括支援センター等との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導により、質の高いケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるよう主任介護支援専門員を1名以上配置するなど必要な体制を整備している事業所に加算されます。

その他、個別状況に応じた加算あり

利用者に介護保険が適用される場合は、全額介護保険により負担されるため利用料を支払う必要はありません。ただし、利用者に、保険料の滞納がある場合は利用者より上記料金をいただき、当センターが発行する指定居宅介護支援提供証明書を持って、払い戻しを受けることができます。

10. 契約の終了について

次の場合には契約終了となります。

- ① 利用者の希望により変更、終了の申し出のあった場合。
(様式 1 による申出より 7 日後に終了)
- ② 利用者が介護保険施設に入所された場合。(自動的に終了)
- ③ 利用者が3ヶ月以上にわたり医療機関に入院された場合。(自動的に終了)
- ④ 連続して3ヶ月以上にわたり介護保険サービスの利用がなかった場合。(自動的に終了)
- ⑤ 利用者が要介護でなくなった場合。(自動的に終了)
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- ⑥ 利用者がお亡くなりになった場合。(自動的に終了)
- ⑦ センターの事業の廃止などやむを得ない事情がある場合。
契約終了 1 ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を終了することになります。その場合、他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど利用者が続けて滞りなく介護保険サービスを受けることが出来る様に手配します。

11. 損害賠償

利用者に対して当センターの責任において賠償すべきことが起こった場合は利用者に賠償をいたします。

12. 善管注意義務

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

13. 信義誠実の原則

- ① 利用者および事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- ② 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

14. 裁判管轄

利用者および事業者は、本契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

15. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら当センターの窓口まで遠慮なくお申し出下さい。

- ① 当センターが提供するサービスについて
- ② 居宅サービス計画にもとづいて提供している各サービスについて

当センター：電話番号 0748-86-1021

担当／木村彰子

当センター以外でもご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

滋賀県国民健康 保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 滋賀国保会館 電話番号 077-522-2601 FAX番号 077-522-2628
甲賀市 介護保険担当課	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地 0748-69-2165
社会福祉法人 甲南会 第三者委員	吉川 鐘子 電話0748-86-4813 松本佐知子 電話0748-86-3536 伊藤 隆一 電話0748-86-1480